

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年3月15日（火）14:00～14:45
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|------|-----------------|
| 林 俊宏 | 厚生労働省子ども家庭局保育課長 |
|------|-----------------|

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 青木 由行 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 小山内 司 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 地域限定保育士（多様な主体による地域限定保育士試験の実施含む）の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催させていただきますと存じます。

本日は、厚生労働省に御参加いただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

本日のテーマは、「地域限定保育士（多様な主体による地域限定保育士試験の実施を含む）の全国展開について」ということであります。

資料につきましては厚生労働省から御提出をいただいております。資料は公表、議事要

旨も公表ということで伺っております。

本日の流れでございますが、冒頭、厚生労働省から御説明をいただきまして、その後、先生方の質疑応答ということでお願いしたいと思います。

それでは、八田座長、今後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところをお越しくささいまして、どうもありがとうございます。

それでは、厚生労働省に早速御説明をお願いしたいと思います。

○林課長 厚生労働省子ども家庭局保育課の林でございます。

議題の地域限定保育士の全国展開について、手元資料に基づきまして御説明をしたいと思います。

前回、このワーキングで、10月だったかと思っておりますけれども、御説明をさせていただきました。その際には、現在、この地域限定保育士について認めております民間委託や講習代替の特例を全国化するという提案をさせていただきました。その後、事務局等からも、基本的には、現在、国家戦略特区で実施している仕組み、3年地域縛りも含めて、できるだけ現在の仕組みの全国化という方向で再考いただけないかということで御指摘いただいております。その後、再検討いたしました結果を今日御報告し、御議論していただきたいと思っております。

上の囲みにあります基本的な方向性でございますけれども、我々としては、この地域限定保育士について、試験目的を、改めて、地域の「保育士不足を解消するため」のものとすることで位置付けをして、都道府県知事はその保育士の不足解消のために必要と認める場合には、具体的には、通常の保育士試験に加えてこの地域限定保育士の確保が必要と認める場合に限り実施できるような仕組みとして全国制度化をしていきたい、そういった方針で検討を進めていきたいと考えております。

具体的な案でございますけれども、最初のポツに経緯等含めて書いてございます。

平成27年度からこの制度を創設しておりますけれども、当時は、特に待機児童が深刻な都市部を念頭に、保育需要増に対応するために導入したということでございますし、国家戦略特区ということで限定して、この就業地限定の仕組み、規制緩和措置あるいは保育士の資質の関係について、どういった影響があるのかないのかということを見極めてきてまいりました。

この間の状況を確認しますと、保育士の質といった面での弊害は特段確認されていないということ、これは従来からこのワーキングでも我々が御報告をさせていただいたとおりです。

一方で、都市部の保育士不足という課題は、待機児童も実は減ってきておまして、少し一段落する見通しであるというようなこと、これも前回申し上げましたけれども、一方で、この間色々保育行政の課題を我々も検討していく中で、人口減少地域について、保育士不足というのがむしろ大きな課題になっているというような指摘も結構増えてきてお

ります。我々も検討会なども立ち上げて、有識者に議論をしていただきましたけれども、中長期的な課題としては、特に地方部で保育士を確保するというのが大きな課題になってくるとの指摘もいただいております。

そういった意味で、この地域限定保育士の制度について、国家戦略特区という全国10かと思いますが、区域に限定せずに実施を認めていくという政策的な必要性もあると考えられるのではないかとということで、ここについては発想を少し転換しております。そういった考え方で全国制度化できないかという方針で考えたいと思っております。

具体的な児童福祉法における位置付けでございますけれども、保育士が不足している地域において、都道府県知事が必要と認める場合に限り実施できる試験という位置付けにしてはどうかと考えておまして、通常の保育士試験、これは現在どの都道府県も年2回実施しておりますけれども、これをある意味量的に補完する位置付けという整理ができないかという方針で考えています。あくまでも資質・水準は通常の保育士と同様ということで、これは今の地域限定保育士と同様です。

また、規制緩和措置について、民間企業で実施可能、講習で代替可能ということも、現在の地域限定保育士に限り認めておりますけれども、今後も、この地域限定保育士に限ってこの二つの規制緩和措置を実施できるような方向で考えていきたいと思っております。

地域の保育士が不足しているということについての必要性の判断でございますけれども、基本的には地域の保育士の確保に責任を有し、保育士試験を実施する主体であります都道府県知事と考えたいと思っております。

一方で、現状はほぼ実績も含めて、現在、神奈川県と大阪府がこれを行っておりますけれども、都市部の保育士不足ということに対応した制度として実際に運用されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、人口減少あるいは少子化等で保育士確保に苦慮しているような地方についても適用対象とできるような基準なり考え方というものを検討し、整理をして示していきたいと考えております。

この基準や考え方については、まさにこれから検討する必要があるところでございますけれども、客観的な必要性はもとより、その地域で保育士としてしっかりと就業、活躍いただけるような支援策、定着の取組なども含めて、地域の取組内容なども色々加味する必要があるのかなと考えております。

また、政令市につきましては、今の我々の検討の方向性としては、現行の特区の取扱いとある意味同じでございますけれども、都道府県と合意ができている場合に限り、実施可能とする方向で検討できないかということで考えてございます。

基本的には以上のような方向で全国制度化を検討していきたいと考えております。今後は、こういった方向で実施するに当たって、制度化を実施した場合に、円滑に試験実施、あるいは資格者管理などができるように、現在実施しておりません人口減少地域も含めた都道府県等に、実情や課題、必要性などについてヒアリングしていきたいと思っております。

また、資格管理ということも必要になってまいります、実は保育士試験をめぐっては

児童わいせつの資格管理制度の強化というので、今国会に法案を出しております。それとの兼ね合いとかデータベースでの管理というのを、しっかりとしていく必要があると思いますので、この児童わいせつの管理あるいは政令市が実施した場合の管理のやり方、そして令和6年度からマイナンバー連携が始まる予定になっておりますので、そういったことの対応も検討が必要になってまいります。

そういったことの課題も含めて、関係の審議会、令和5年度からは、関連法案が可決・成立すれば、こども家庭庁に我々の業務、保育士試験も含めて移管しますので、こども家庭審議会という新設の審議会になりますけれども、こういったところなどで議論をしていき、制度化に向けて検討を進めていきたいと考えております。

私から説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

非常に柔軟な方向を打ち出してくださって、感謝します。

それでは、委員の方々から御意見、御質問をお願いしたいと思います。手を挙げているのが見えないので、もし挙げていらしたら教えてください。

○事務局 挙げてはいらっしゃらないです。

○八田座長 では、例えば八代委員、いかがですか。

○八代委員 伺ったところ特に問題はないと思いますので、是非この方向でやっていただければいいかと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

他の委員の方は、御意見はございませんでしょうか。

それでは、私から一つだけ御質問させていただきたいと思います。全体の方向はよく分かりましたのですが、大体これをいつ頃できるか、タイムスケジュールを伺いたしたいと思います。厚生労働省、お願いします。

○林課長 ありがとうございます。

タイムスケジュールでございますけれども、最後に御説明したような課題がいくつかあるかと思っておりますので、その辺は精力的に詰めていきたいと思っております。

一方で、これを全国制度化するに当たっては、児童福祉法の改正ということで、法改正が必要になってまいります。法改正について、どういったタイミングでできるかというのは、また、それは国会の状況等もございまして、その辺は施行に向けた準備の状況も見ながら、できるだけ準備が整い次第対応できるようにしていきたいと思っておりますが、まずは制度化に当たっての諸課題について、しっかりと検討を進めて急ぎたいと思っております。現時点で、特にいつということ、明示的な何年ということを決めているものではございません。

○八田座長 それでは、実際の制度化自身の時期は、国会の関係もあるでしょうけれどもそれ以外に障害は何かありますか。大体いつ頃までに検討を終了なさいますか。

○林課長 ありがとうございます。

申し訳ございません。この方向性でまとめるのに、省内あるいは関係者も含めて、調整をこの間、我々としては精力的にやってきたところでございまして、まだ実施に向けての課題というのが十分全体像が見えてございません。恐縮ですが、先ほど申し上げたように、できるだけ速やかに実施できることで、まずは詰めていきたいということで、特にいつまでということは現時点では申し上げられる状況にないというところで御容赦いただければと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いいたします。

○落合委員 ありがとうございます。非常に前向きに進めていただいております、感謝申し上げます。

基本的な方向性について、そのような方向性でということかなと思っております。必要性の判断の点についてですが、具体的な基準は今後詰めていかれるとは思いますが、あまり厳しくなり過ぎて使われないような形にはならないようにだけ御配慮をお願いいたします。特区でも、補完的に使っていただけるようにということで整備していたと思いますので、その趣旨を踏まえて、具体的な検討を進めていただけると幸いです。

○八田座長 要望ですね。よろしくお願いいたします。

○林課長 分かりました。

○八田座長 他の委員の方から御指摘とか御質問がございしますか。

事務局から何かありますか。

ないようでしたら、ここで終了したいと思います。

厚生労働省、大変大きな方向転換をしていただいております、ありがとうございます。できるだけ速やかに検討を進めていただきたいと思います。

○林課長 分かりました。

○八田座長 これで閉会したいと思います。

○林課長 ありがとうございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、本日のワーキンググループヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございます。